

核不拡散に係る国際協力に関する論点の整理(案)

1. 我が国の原子力平和利用への理解増進、核武装の疑念の払拭

- ・核武装の疑念を払拭するためには、非核三原則、原子力基本法、NPTに基づく国際的義務について説明を尽くすことはもとより、核兵器保有という選択肢の持つ意味(我が国を巡る国際環境を不安定化させるのみであり、我が国の平和と繁栄の維持に何の利益ももたらさないこと、また、唯一の被爆国としての国民感情からも到底考えられないこと)を示すことが必要ではないか。
- ・使用済燃料再処理・プルトニウム利用政策について、その理由・意義・根拠を整理した形で、対外的に発信する一層の努力が必要ではないか。

2. 核不拡散への我が国の貢献

(1) IAEAへの貢献

- ・これまでのIAEAへの貢献の中でも、保障措置に関するものは、極めて顕著な実績。
- ・今後も、「統合保障措置」(従来の保障措置に、追加議定書の保障措置を組み合わせる実施し、効率化も実現することを目的)の検討において、積極的に参画していくことが重要。

(2) 余剰兵器プルトニウムの管理・処分への協力に当たっての視点

- ・核軍縮の観点/核不拡散上の観点
- ・米露当事国の責任と当事国以外の協力の意義とのバランス
- ・協力の形態(資金協力/技術・人的協力)
- ・核燃料サイクル研究開発に係る協力という観点
- ・国内プルトニウム利用との関係の整理
- ・透明性の確保(IAEA査察の対象下に置く等)

3. 新たな国際動向への対応

- ・核テロリズム防止のための新しい条約作りの動向、核物質防護に関する条約等の見直しの動向があるが、産業界ももっと関心を持って議論に加わるべき。